

＜対策のポイント＞

被災12市町村の営農再開の加速化、広域的な産地形成及び福島県産農林水産物のブランド化など復興に関わる様々なハード・ソフト事業を統合し、福島県が一体的・機動的に幅広く実施・支援するために、福島県が設置した基金に対して一括交付します。

＜政策目標＞

被災12市町村において、令和12年度末までに営農可能な農地の75%を再開、農業生産額を事故前の75%に回復

＜事業の全体像＞

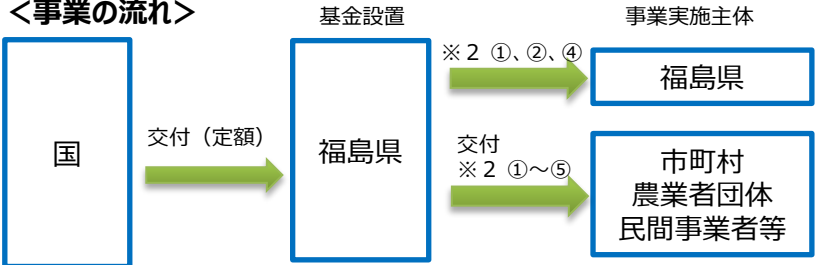
被災12市町村では、避難指示解除の遅かった地域での営農再開の加速化に加え、担い手の確保や生産性の高い経営の確立、持続的な収益力の高い広域的な産地の形成等の取組をこれまで以上に推進し、福島全体の確かな復興につなげていくことが必要です。

このため、農地の大区画化や施設整備、営農再開から農地の集積・集約化、産地競争力の強化、福島県産農林水産物のブランド化などの復興に関わる様々なハード・ソフト事業を、福島県が自主的・主体的に地域の実情に応じて幅広く一体的・機動的に実施できるよう、福島県が設置した基金に対して一括交付します。

- ① 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業
- ② 農山漁村地域復興基盤総合整備事業※ 1
- ③ 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）※ 1
- ④ 福島県農林水産業復興創生事業
- ⑤ 原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業

※ 1 福島再生加速化交付金より移管

＜事業の流れ＞



- ※ 2 ① 定額、3/4（県、市町村、農業者団体、民間事業者）
- ② 定額、3/4（県、市町村）
- ③ 3/4（市町村）、27/40（市町村以外）
- ④ 定額等（県、市町村、農業者団体等）
- ⑤ 定額（農地中間管理機構、市町村）

被災12市町村の復興に係るハード・ソフト事業

① 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業
営農再開に向けた条件整備、営農再開に必要な農業用機械の導入、高付加価値産地の形成に必要な拠点施設等の整備、農業用機械の導入等を支援

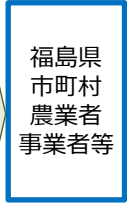
② 農山漁村地域復興基盤総合整備事業
営農再開に必要な農地・農業用施設等の農業生産基盤の整備、農林水産業の再開に資する生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備を総合的に支援

③ 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保、早期の営農再開及び広域的な産地の形成に向けた農業用施設等の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援

④ 福島県農林水産業復興創生事業
生産・流通段階での産地競争力の強化、放射性物質の検査、国内外の販売促進、第三者認証GAPの取得等、生産から流通に至るまで総合的に支援

⑤ 原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業
地域計画に基づき、農地の貸借を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等に対して協力金を交付

福島県が基金を通じて一体的・機動的に幅広く実施



営農再開の加速化、広域的な産地形成推進強化による
福島全体の確かな復興

<対策のポイント>
被災12市町村における、地域の意欲ある経営体の育成・確保、早期の営農再開及び広域的な産地形成に向け、農業用施設等の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援します。

<事業目標>
被災12市町村において、営農可能な農地の75%を再開、農業生産額を震災前の75%に回復。[令和12年度まで]

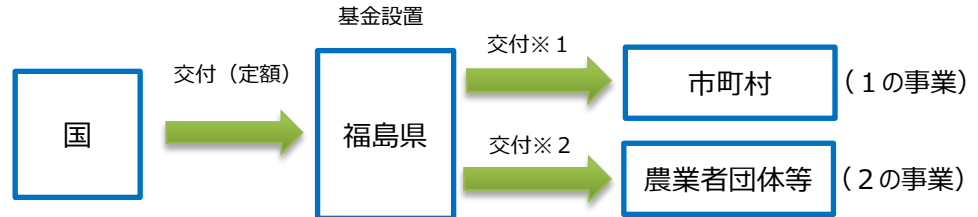
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 市町村事業
地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保に向け、これら担い手に貸与する施設等の市町村による整備等に対して支援します。

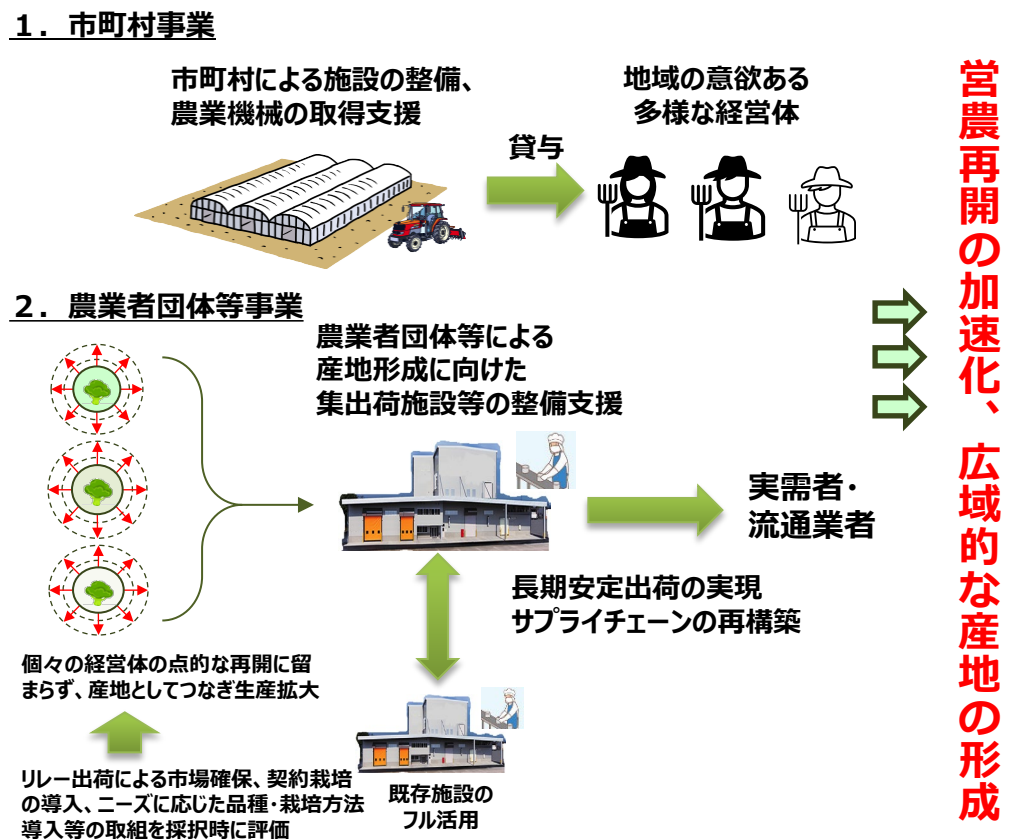
2. 農業者団体等事業
市町村を越えた広域的な産地形成に向けた農業者団体等による共同利用施設の整備等に対して支援します。

＜事業の流れ＞



※1 国3/4
※2 国27/40、県7/40
別途、地方自治体の負担に対しては、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。

【お問い合わせ先】	(1の事業のうち卸売市場施設分を除く。)	経営局経営政策課	(03-6744-2148)
	(1の事業のうち卸売市場施設分)	大臣官房新事業・食品産業部食品流通課	(03-6744-2059)
	(2の事業)	大臣官房地方課	(03-3502-6442)



<対策のポイント>
原子力災害被災12市町村において、新たな担い手の確保や担い手への農地集積・集約化が課題となっている状況を踏まえ、地域計画に基づき、地域の意向に沿った農地の貸借を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構（農地バンク）を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等に対して協力金を交付します。

<政策目標>
原子力災害被災12市町村における営農が休止されている農地の営農再開（1.1万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 原子力災害被災12市町村への農地中間管理機構事業
原子力災害被災12市町村における農地集積・集約化を推進する農地バンクの取組に必要な農地相談員（現地コーディネーター）の設置を支援します。

2. 原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業
原子力災害被災12市町村の①避難解除等区域及び②特定復興再生拠点区域において、地域の話し合いにより、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域等に対して協力金を交付します。

<事業イメージ>

出し手

借受け

農地中間管理機構（農地バンク）
農地バンクは、市町村が作成した地域計画に基づき、農地の出し手から農地を借受け、必要に応じて基盤整備等を行い、受け手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付け

貸付け

受け手

<農地の集積・集約化（イメージ）>
地域内の分散・錯綜した農地利用

営農再開の加速化
農地の集積・集約化でコスト削減

<主な事業の流れ>

原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業のポイント

【地域集積協力金】
・ 地域内の農地面積の一定割合以上を農地バンクに貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に交付（1.9万円/10a～3.7万円/10a）。

【経営転換協力金】
・ 令和9年度まで交付単価（1.5万円/10a）を据え置き。

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課 （03-6744-2151）